平成２９年（フ）第９６９０号
東京都葛飾区立石７丁目23―16―202
破産者　野崎　克洋
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７４１号
東京都港区赤坂４－５－21　バルミー赤坂606、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区桜丘町26番１号　セルリアンタワー15階
破産者　株式会社日本リブノス
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７６０号
東京都稲城市押立1290―306
破産者　渡辺　徹也
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５号
東京都練馬区桜台１丁目11番２号
破産者　弘栄塗装株式会社
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６号
東京都練馬区向山１丁目18―７　第６ハウスゆき101
破産者　橋本　勝弘
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１号
東京都中央区日本橋１丁目４番１号
破産者　合同会社ＮＣＨ
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９０号
東京都葛飾区立石６丁目17番７号
破産者　有限会社葛飾木工所
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０９号
東京都練馬区北町２丁目11―２―404
破産者　米谷　見知
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６４号
東京都北区豊島５丁目５－７－419
破産者　竹内　久夫
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３４２号
東京都足立区千住寿町38―７
破産者　徳永　茂子
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５０３号
東京都板橋区大原町６－５－404
破産者　砂辺　　彩
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５３３号
東京都江東区亀戸５丁目41―４―503
破産者　道下　行夫
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５５３号
東京都東村山市秋津町２丁目17―35　ロマネハイツＢ―102
破産者　宮崎　賢治
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５５４号
東京都北区浮間４丁目24―16―408
破産者　小野寺高志
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５５９号
東京都大田区石川町２丁目29―６―302
破産者　森崎　拓治
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５６７号
東京都目黒区三田２丁目６―13―303
破産者　大澤　直喜
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５７５号
東京都大田区西糀谷３丁目14―19―305
破産者　佐藤　彩子（旧姓笠倉・齋藤）
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５７８号
東京都渋谷区笹塚１丁目61―８―701
破産者　小野加代子
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５８１号
東京都葛飾区東堀切２丁目28―６―304
破産者　伊藤　麻紀
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３９２号
札幌市東区北33条東12丁目６番10号
破産者　株式会社札幌水道修理センター
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１９号
仙台市太白区土手内３丁目７番17号
破産者　有限会社建匠松山組
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１００号
群馬県吾妻郡中之条町大字四万4138番地の１
破産者　株式会社ゆあさ
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係